

政策 1 - 7

1. 政策名

生命保険をめぐる諸問題への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

生命保険をめぐる諸問題に適切に対応するため、金融審議会の第二部会から示された「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」を踏まえ、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に資するよう対応を図る。

(業績指標) 生命保険をめぐる諸問題の対応状況

(説明)

近年の生命保険市場の成熟化やわが国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけています。

特に、近年の超低金利の継続は、いわゆる「逆ざや」問題を出現させており、不適切な資産運用と相まって生命保険会社の破綻が相次ぎました(【資料1 - 7 - 1】～【資料1 - 7 - 3】参照)。

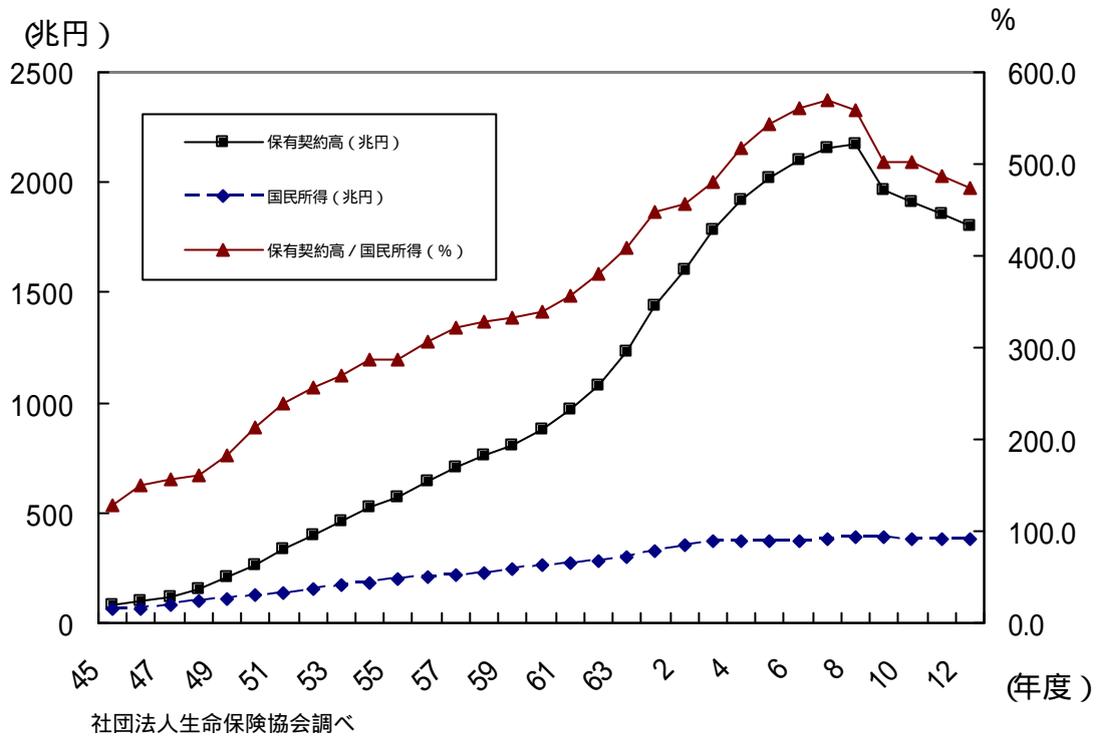
また、こうした厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中、保険契約者からの信頼の向上が大きな課題となっています。従来の保障性商品については既に相当程度成熟しており、また、貯蓄性商品については他の金融商品との競合がみられるなど、近年の生命保険会社の厳しい経営環境は一時的なものではなく構造的なものであると考えられます。

こうした生命保険をめぐる諸問題に適切に対応するためには、総合的な取り組みが必要であるとの認識のもと、金融審議会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、平成13年6月に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」が、同年9月に「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」が取りまとめられました。

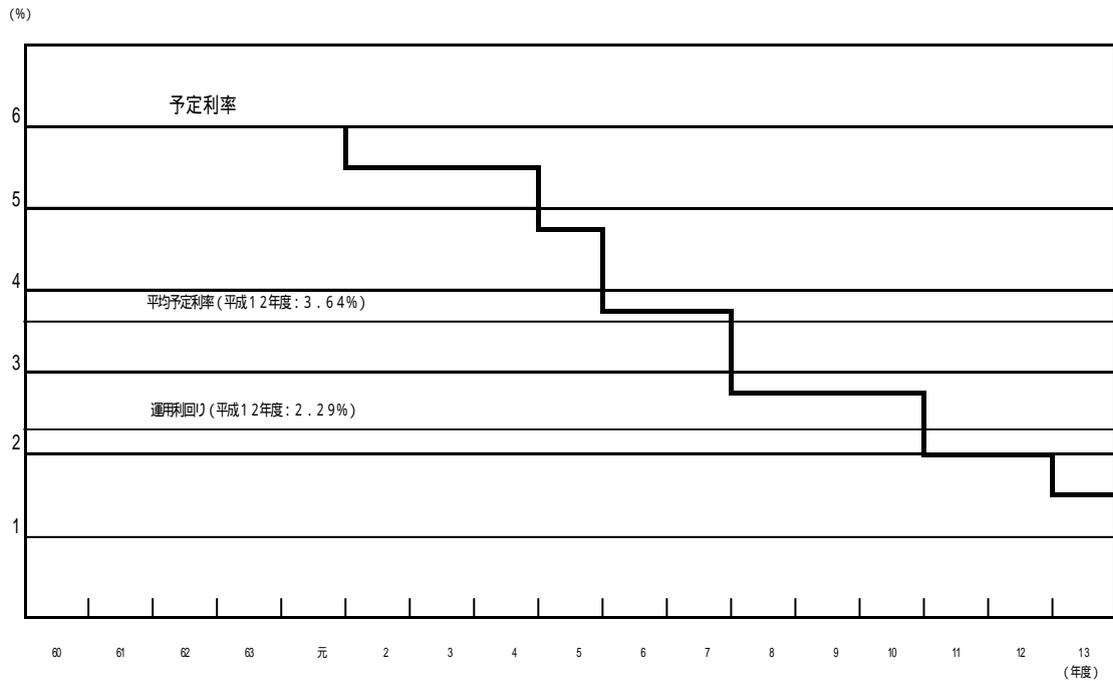
この中で、保険契約の契約条件の変更の制度については、制度導入の環境が整っておらず、まず先に取り組むべき事項が多く存在しており、これらについて各保険会社、行政当局による必要な対応を求めることとされています。

また、損害保険会社にとっても、厳しい経済情勢に加え、自由化を受けた競争激化、契約者ニーズの多様化・複雑化等、著しい環境の変化が生じており、損害保険をめぐる諸問題への各保険会社、行政当局による適切な対応が求められています。

【資料 1 - 7 - 1 生命保険契約高と国民所得】

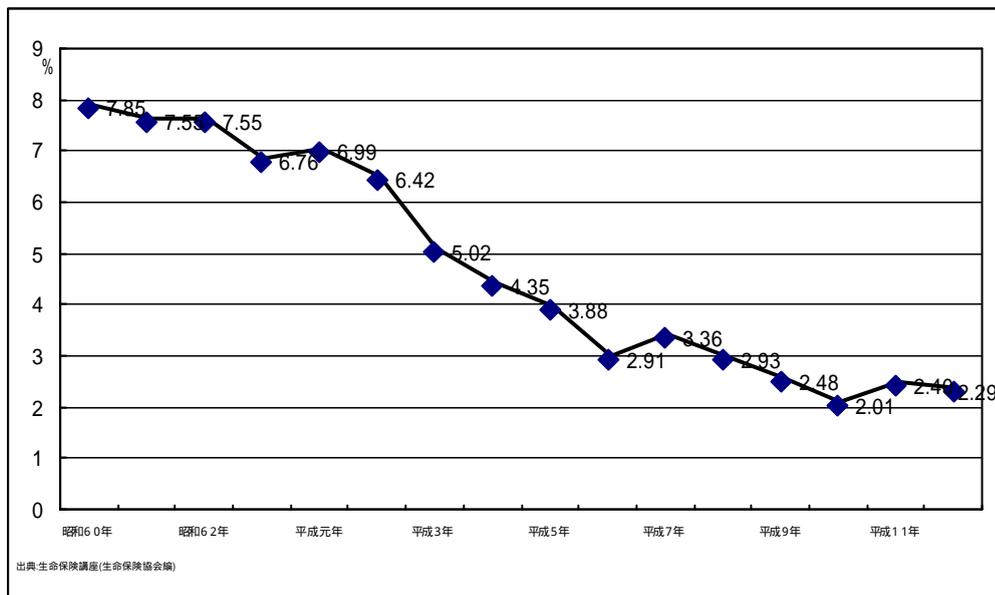


【資料 1 - 7 - 2 生命保険会社の予定利率の推移】



(注1) 昭和60年度～平成元年度の予定利率6%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準。
 (注2) 平成2年度～平成4年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超の養老保険の一般的な水準。
 (注3) 平成5年度～平成7年度の予定利率4.75%及び3.75%については、養老保険の一般的な水準。
 (注4) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率(平成8年大蔵省告示第48号)。

【資料 1 - 7 - 3 生命保険会社の運用利回りの推移】



3. 現状分析及び外部要因

保険会社の平成 13 年度決算概要

(1) 生命保険会社(【資料 1 - 7 - 4】参照)

生命保険会社(全 43 社)の平成 13 年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

保有契約の状況

個人保険及び個人年金保険の契約状況をみると、新契約(転換純増¹を含む)は、一部で新商品の投入効果から前年を上回る会社もみられましたが、全体では引き続き前年度を下回って(4.5%)おり、厳しい状況が続いています。また、解約失効高は前年度に比し、増加(5.8%)しました。

これらの結果、保有契約高は全体で 1,325 兆円となり、引き続き減少(2.9%)しました。

損益の状況

保険料等収入は、保有契約高が減少したものの、各社とも既契約内容の充実等に努めたことから、全体で前年度比微減(1.1%)にとどまり、26.2 兆円となりました。

一方、保険金等支払金は、解約失効高が増加したことから、28.4 兆円と前年を上回りました(19.1%)。

¹ 「転換純増」とは、転換に伴って増加する保険金額の増加分のことであり、例えば、保険金 2000 万円の契約を 3000 万円の契約に転換した場合、増加した部分である 1000 万円のことをいいます。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益²は、全体で2.2兆円とほぼ前年並み（0.8%）で、いわゆる「逆ざや」を補った上で、なお利益が出ている状況となっています。

なお、株価の低迷に伴い、多額の減損処理を行ったことなどから、当期利益は3,853億円となり、大幅な減益（45.5%）となりました。

また、有価証券の含み益は、株価の低迷に伴い大幅に減少（41.9%）し、全体で5.0兆円となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率³は、有価証券含み益の減少などにより、多くの会社で低下していますが、いずれの会社においても健全性の基準である200%を上回りました。

（注）上記の平成13年度決算関係計数は、全43社の合計であるが、対前年度は、エイアイジー・スター、ジブラルタ、T & Dフィナンシャルの3社分を除いて算出しています。

【資料1-7-4 生命保険会社の平成13年度決算の概要（速報ベース）】

	12年3月期 (=11年度決算)		13年3月期 (=12年度決算)		14年3月期 (=13年度決算)		
	(46社)	対前年増減率 (%)	(45社)	対前年増減率 (%)	(43社)	対前年増減率 (%)	既存社ベース ^(注1) 対前年増減率 (%)
新契約+転換純増(兆円)	137	2.3	133	3.2	130	2.3	4.5
解約失効高(兆円)	141	0.3	123	12.7	144	17.2	5.8
保有契約高(兆円)	1,442	3.2	1,315	8.8	1,325	0.7	2.9
基礎利益(億円)	-	-	22,147	-	22,611	2.1	0.8
当期利益(億円)	9,256	167.9	6,663	28.0	3,853	42.2	45.5
総資産(兆円)	190	0.9	183	3.6	184	0.6	2.8
有価証券含み損益(億円)	112,085	57.6	86,426	22.9	50,723	41.3	41.9

（注1）「既存社ベース」とは、2期比較可能社ベースで集計したものであり、エイアイジー・スター、ジブラルタ、ティ・アンド・ディ生命を除いている。

（注2）新契約+転換純増、解約失効高、保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

（注3）「公表逆ざや額」は以下のとおり（11年度公表26社、12年度、13年度は全社ヒアリングベース）。なお、14年3月期より算出方法が業界において統一されている。
「逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高」

公表逆ざや額(億円)	16,154	-	14,191	-	13,658	-
------------	--------	---	--------	---	--------	---

² 「基礎利益」とは、生命保険会社の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や銀行の業務純益に近いものです。基礎利益 = 経常利益 - 臨時損益 - キャピタル損益で表されます。

³ 「ソルベンシー・マージン比率」とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標のことをいいます。

(2) 損害保険会社(【資料1-7-5】参照)

損害保険会社(国内社32社)の平成13年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

元受契約の状況

元受正味保険料は前年度に比し、積立保険を含んだベースで減少(2.2%)しているものの、積立保険を除いたベースでは、前年度に引き続き増加(0.6%)となりました。

損益の状況

正味収入保険料は、6.8兆円と前年度に引き続き増加(0.4%)となりました。

一方、米国テロ等の影響により保険引受費用(支払備金⁴)が増加したことに加え、株式相場の下落の影響を受け、減損処理による有価証券評価損が大幅に増加した結果、経常利益は、1,265億円の赤字となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、米国テロや株式相場の下落等を背景に一部の会社において低下したものの、いずれの会社も健全性の基準である200%を大きく上回りました。

【資料1-7-5 損害保険の平成13年度決算の概要(速報)(損害保険会社国内社ベース)】

(単位:億円、%)

	11年度 (=12年3月期)		12年度 (=13年3月期)		13年度 (=14年3月期)	
		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率
元受正味保険料 (積立保険料含む)	92,018	2.8	91,151	0.9	87,935	2.2
元受正味保険料 (積立保険料除く)	73,412	0.0	74,378	1.3	73,892	0.6
正味収入保険料	68,330	0.3	68,973	0.9	68,388	0.4
正味支払保険金	37,251	3.0	37,780	1.4	37,114	0.6
経常利益	3,197	13.4	3,343	4.6	1,265	-
総資産	302,252	2.7	347,828	15.1	331,900	3.4

注1) 11年度は36社(第一火災を除く)ベース、12年度は37社(第一火災を除く)ベース、13年度は32社(大成火災を除く)ベース。

注2) 11年度の対前年増減率は、10年度の計数から第一火災を除いたものに対する増減率。13年度の対前年増減率は、12年度の計数から大成火災を除いたものに対する増減率。

⁴ 「支払備金」とは、支払義務が発生している保険金等のうち、決算期末時点で未払いとなっているものについて、支払いに備えて積み立てが義務付けられている準備金です。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成13事務年度における本政策に係る措置については、平成13年9月の「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」に盛り込まれた

生命保険会社の財務基盤の充実

ディスクロージャーの改善

保険会社におけるガバナンスの強化、

等の事項について、当庁において、行政上必要な制度整備につき検討を行い、その検討結果について、平成14年1月に「生命保険をめぐる対応策」として、次のような項目を内容とする報告を金融審議会第二部会に行いました。

社員配当ルール（いわゆる80%ルール）の弾力化

基金⁵の調達手続の弾力化

ディスクロージャーの充実

総代会制度の改善

企業向け商品の届出制への移行、等

その後、パブリックコメントを経て、同年3月に必要な府令改正・事務ガイドライン改正を行いました。なお、パブリックコメントにおいては、更なるディスクロージャーの充実など、10件のご意見をいただきました。

【保険業法施行規則の改正】

保険相互会社の社員配当ルールの弾力化（第29条）

厳しい経営環境に対応した内部留保の確保を一層促す観点から、保険相互会社の剰余金に対する配当割合の下限を、現行の生命保険会社では80%、損害保険会社では60%から、ともに20%に引き下げました。

ディスクロージャーの充実

イ. 責任準備金⁶の内訳（第59条の2、別表）

(イ)生命保険会社

昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、生命保険会社の負債面のディスクロージャーを一層拡充する観点から、責任準備金の内訳の開示（契約時期別に予定利率のレンジとともに開示）を義務付けました。

⁵ 「基金」とは、相互会社における株式会社の資本金に当たるものです。

⁶ 「責任準備金」とは、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てが義務付けられている準備金です。

(ロ)損害保険会社

保険種目別の責任準備金の内訳の開示を義務付けました。

ロ. ソルベンシー・マージンの内訳（第 59 条の 2、別表）

保険会社のソルベンシー・マージン比率について、その水準のみならず、その内容及び質が重視されてきていることに鑑み、その分子・分母の内訳の開示を義務づけました。

事業報告書（営業報告書）への記載事項の追加（別紙様式 12 号など）

総代会（株式総会）への報告・説明事項の充実するため、事業報告書（営業報告書）の記載事項として、以下の事項を追加しました。

イ. 生命保険会社

(イ) 保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移

(ロ) 責任準備金の状況及び推移

ロ. 損害保険会社

(イ) 正味損害率及び正味事業費率⁷の状況及び推移

(ロ) 保険引受収益（又は保険引受損益）の推移

保険商品の届出制への移行（第 83 条、164 条、189 条）

認可制となっている保険商品のうち、保険契約者保護等の観点から問題のない確定給付年金保険、確定拠出年金保険及び個人向けの火災保険について、届出制に移行させました。

【事務ガイドラインの改正関係】

総代の選出

総代の数、選考方法等の見直しを促す観点から、それらに関する考え方について説明書類に記載するとともに、総代会において説明することを求めることとしました。

総代会

総代会を充実する観点から、責任準備金残高、ソルベンシー・マージン比率、基礎利益等について総代会において説明すること、総代会の傍聴を希望する社員に傍聴の機会を付与すること、総代会の議事録をインターネットで開示すること等を求めることとしました。

⁷ 「正味損害率及び正味事業費率」

正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料 × 100

正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 営業費及び一般管理費) / 正味収入保険料 × 100

契約者懇談会等

現在、総代会の後に開催されている契約者懇談会の開催時期について、総代会の前にすることとし、契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告することを求めることとしました。(平成15年4月1日以降に開催される定時総代会について適用。)

情報開示

社員配当と資本基盤充実のための方策を説明書類に記載することを求めることとしました。

基金の再募集

相互会社の基金の調達について、現在の実務では、総代会決議と基金の引受・払込がほぼ連続して行われ、1~2ヶ月以内に全ての手続が完了していますが、現行法制度でもより弾力的な運用が可能であることを明確化しました。具体的には、期間を定めた複数の時期に金額を分割して募集することを総代会において意思決定された場合の定款変更の認可や、実際の基金の増額を行う際の届出を受理する際の留意事項を定めることとし、基金の再募集について、総代会で意思決定が行われたものか、基金利息の支払が社員の権利保護に欠けるものではないか、次期総代会までに全ての基金募集を行うこととなっているか等のチェック項目を規定しました。

相互会社の社員の権利義務に関する説明

保険募集人が、保険募集する際に、総代会の制度や社員としての権利義務を説明することを求めることとしました。

将来収支分析について

生命保険会社の責任準備金の積み立てに関する将来収支分析⁸の結果は、保険計理人の意見書として取締役会に提出されるとともに、その写しが当局に提出されることとなっていますが、意見書に関して保険計理人や経営者から説明を聴取する際の着眼点を規定しました。具体的には、実務基準に則って将来収支分析が行われているか、基本シナリオと異なるシナリオを使用している場合の合理性、責任準備金の積立不足が見込まれるが経営政策の変更により積み立てを要しないこととした場合等のチェック項目を規定しました。

⁸ 「将来収支分析」とは、保険会社の保険計理人が、金融庁長官が認定した基準に基づき、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果、現在の責任準備金の積立水準が将来的にも十分であるか、または、保険業の継続が困難とならないかについて確認を行うための分析手法です。

保険商品の認可・届出の短縮

定型化された簡易なものや他社の既存の商品と同等の内容のものについては、60日以内に審査を終えるものとなりました。

(2) 評価

生命保険会社の財務基盤の充実を図るため、保険相互会社の社員配当ルールの弾力化を実施しました。これにより全社が定款を変更するなど、各社において、社員自治に基づき、適正な配当及び内部留保水準を定めることができる体制作りが進みました。

ディスクロージャーの改善を図るため、責任準備金及びソルベンシー・マージン比率の内訳の開示等を行い、保険契約者は、より詳細な情報に基づき契約することが可能となりました。

保険会社におけるガバナンスの強化を図るため、以下のような総代会制度の改善を行い、総代会の運営の一層の透明化が図られるようになりました。

総代の選出に関する考え方の説明書類への記載及び総代会における説明

総代会の傍聴機会の付与及び議事録のインターネットでの開示、等

このように13事務年度に行った施策は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

(1) 生命保険会社を取り巻く状況は、生命保険市場の成熟化に加え、超低金利の長期化や株価の低迷など、構造的に厳しいものとなっております。また、損害保険会社においては、株価の低迷や米国テロに伴う巨額の保険金支払いなどにより、近年、厳しい経営環境にあります。さらに、保険会社全体をみても、規制緩和の進展と相まって、生保・損保の各業態内の競争に加え、生損保間の競争、さらには他の金融分野との競争も激しさを増している状況にあります。

こうした中で、各保険会社においては、財務基盤の一層の強化やリスク管理能力の向上等を図りつつ、最適の経営戦略を選択し、着実に実行していくことが、保険契約者等の信頼を向上させる上でも、今後ますます重要な課題となっております。

(2) こうした認識の下、金融庁においては、平成13事務年度の政策目標にかかる制度整備を着実に実施してきたところでありますが、現下の保険会社を取り巻く状況を踏まえると、更なる取組みが必要となっております。金融庁としては、保険会社の経営状況を引き続き注視しつつ、保険会社の経営の安定や保険システム全体に対する信頼性の確保といった観点から、セーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めていくことが重要であると考えています。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4．(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現下の保険会社を取り巻く状況や取組みの有効性等を踏まえ、セーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めてまいります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に向けた制度整備の実施状況等により、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況
- ・ パブリックコメントの意見
- ・ 保険会社の決算・業務関係資料

9．担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課